（参考様式）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

　　年　　月　　日

建築主事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) 工事名称 |  | |
| (2) 建築場所 |  | |
| (3) 省エネ適合判定通知年月日・ |  | |
| 省エネ適合性判定通知書番号 |  | |
| (4) 変更の内容 | | |
| □Ａ　エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更  □Ｂ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更  □Ｃ　建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更（次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。）  イ 建築物の用途の変更  ロ 基準省令第１条第１項第２号イの基準を適用する場合における同号イ（１）の基準から（２）の基準への変更又は（２）の基準から（１）の基準への変更  ハ 基準省令第１条第１項第２号ロの基準を適用する場合における同号ロ（１）の基準から（２）の基準への変更又は（２）の基準から（１）の基準への変更 | | |
| （5）備　考 | | |
|  | | |
| （注意）  １．この説明書は、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書第三面の別紙として添付してください。  ２．（4）変更の内容について、該当する変更のチェックボックスに「✓」マークを記入し、Ａを選んだ場合は変更内容説明書Ａに、Ｂを選んだ場合は変更内容説明書Ｂに、必要事項を記入し、添付してください。Ｃを選んだ場合は、軽微変更該当証明書及びその申請に要する図書を添付してください。 | | 受付欄 |
|  |

参考様式（変更内容説明書Ａ）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更内容説明書Ａ（住宅・標準計算）

[Ａ　エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更]

|  |
| --- |
| ・変更は、次のイからニに該当する。 |
| □　イ　外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更  □　ロ　通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更  □　ハ　空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）  □　ニ　エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設 |
| ・具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するもの全てのチェックボックスに「✔」マークを記入することとし、「✔」マークを記入した事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

参考様式（変更内容説明書Ｂ）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更内容説明書Ｂ（住宅・標準計算）

[Ｂ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

|  |
| --- |
| ・変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10％以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更に該当する。 |
| ・変更前のＢＥＩ＝　（　　　　　　）　≦　基準値（　　　　　）×０．９ |
| ・変更は、次のイ又はロに該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。 |
| □　イ　床面積  主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10％を超えない増減 |
| □　ロ　外皮  外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9 倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更 |
| □　変更前の外皮平均熱貫流率UＡ＝（　　　　　　）≦　基準値（　　　　　）×０．９  □　変更前の冷房期の平均日射熱取得率ηＡＣ  ＝（　　　　　　）≦　基準値（　　　　　）×０．９ |
| □　（イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更  □　（ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更  □　（ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更  □　（ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更 |
| ・具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するもの全てのチェックボックスに「✔」マークを記入することとし、「✔」マークを記入した事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |